



天皇の起源 法社会学的考察

藤田嗣雄

書肆心水

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

目次

序 11

場序と支配の形成 14

序説 14

一場序 18

い 場序の意義 18

ろ 場序と関連する、わが固有の表現 23

は ヤマトにおける、土地の占拠の実態 29

二 支配の形成 34

い 支配の意義 34

ろ 始源的支配の成立 36

は 恣意的支配とデスポット制 39

支配の正当性 42

まえがき 42

一 権威の意義 44

二 始源的支配の正当性 53

三 天皇の始源的支配の正当性 59

地母神の礼拝と天石窟の変 66

序説 66

一 地母神の礼拝の原型 69

二 天石窟の変の構成要因 74

三 天石窟の変の意義 79

ヤマト国家の成立 81

一 支配の始源的成立 81

二 国家の始源的成立 87

三 第一の肇国 92

い 支配氏族の構成 92

ろ 支配の建設の方式 100

は 綏靖天皇から開化天皇に至る闕史時代 106

四 第二の肇国 110

い 崇神天皇と倭国乱 110

ろ 天皇支配の方式 120

は 天皇支配の正当化の方式 1333

日神の礼拝と天照大神の成立 1339

一 日神の礼拝 1339

い 日本への伝播 1339

ろ 日本における日神の礼拝 1448

二 天照大神の成立 1533

い 伊勢神宮の起源と祭神 1533

ろ 天照大神の成立 1538

日本国家の成立 1779

一 デスポット制の樹立の前提 1779

い 領地領民の拡大の方式 1779

ろ 天皇の神格化 1882

は 天皇の二元性 1886

に 祭政一致 1911

二 天皇の支配の仕方 1994

い 概説 1994

ろ 外国との Staatstrat 的な関係 1998

は 部民制の編制 2011

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

に 国造制の成立 209

三 大化改新 212

い デスパット制の規範化 212

ろ 大化改新の実際 224

は 天皇の神格の形成と保続 245

に 天皇と臣民の距離化 273

むすび 281

二〇世紀後半における天皇 283

一 二〇世紀後半における君主制 283

い 君主制の凋落 283

ろ 憲法の番人と国家の元首 288

二 日本国憲法の下における天皇 290

い ポツダム宣言の受諾 290

ろ 日本国憲法と天皇 294

は 天皇の将来 310

天皇の起源

法社会学的考察

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

- 一、本書は藤田嗣雄著『天皇の起源』（一九六〇年、成文堂刊行、限定出版五〇〇部）の復刻新版である。
- 一、本書中の著者の文章は原則的に新仮名遣いで著されているが、「まづ」のように一部で旧仮名遣いが見られる。これは新仮名遣いに変更した。
- 一、漢字は原則として元の本のままとしたが、著者自身の文章（著者による訳文訳語を含む）において不注意で旧漢字が用いられたとみるべき場合は新漢字に変更して統一した。また、引用文のうち出典文献名が示されていないもの、およびそれが原文でないことが明らかなるものにおいて旧漢字と新漢字が混在している場合も新漢字に統一した。
- 一、送り仮名に現今一般的な感覚で違和感が強い場合はそれを加減した。
- 一、「略ぼ」「屢々」など一部の漢字表記を仮名表記に置き換えた。
- 一、異体字関係にある漢字同士が不統一である場合は現今一般的なもののほうに統一した。
- 一、読み仮名ルビを補った。
- 一、注の文献記載の書式（句読点、カンマおよびピリオドの用法）は元の本のままとした。
- 一、現今一般の用法では「――」とするべきもの（但し、多くの場合、閉じるほうの「――」の欠落したそれ）と考えられる「―」を「――」に置き換えた。（元の本では「――」は一切使用されていない。）
- 一、「―」による注記・補足は本書刊行所によるものである。本書には文章として今一つ整理されていないと感じられる箇所が少なからず見られるが、明らかな間違いに対する訂正が一つだけ考えられる場合のみ訂正し、それ以外は全てそのままにして「―」で記述を補うにとどめ、正誤を判断しかねる箇所（と原典保存の観点からあえて訂正するまでもない箇所）には「（ママ）」のルビを附した。

序

明治憲法の下においては、法学の領域においても、天皇に関する研究は、単に「実定法」的にしかならずことが許されなかった。ところが日本国憲法の制定に伴い、われわれ国民は、「学問の自由」（第二三条）と「表現の自由」（第二一条）の保障の下に、天皇をもって、「経験科学」(Erfahrungswissenschaft)の対象として、研究をなすことが、許されるようになっていく。

わたくしも、右のような立場において、天皇に関する研究に着手し、すでに十数年を経過し、近時において、その研究をほぼ完成するに至った。だがその研究が、余りに「実証的」であるがために、著しく長文となり、商業的な採算をもっては、その刊行が殆んど不可能となっている。さりとて、この原稿を永く塵の積るに委することも、甚だ遺憾である。そこでわたくしは、その成果の、ほんの一部分をとり、それに基づいて、一つの、全く別個のものとして、本著を刊行することを決意するに至った。

「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(明治憲法典第一条)、「これ我が万古不易の国体である」(国史概説上総論―文部省編纂―昭和一八年)。「神代の伝承は、国体の真義を示し、且つ永遠に国史を貫ぬいて生成発展する国家生命の源泉である。」「従って我が神話を見るに当って、これを過去の歴史

的事象として考察すると共に、その尊厳にして且つ悠久なる精神的意義を把握し、以てこれが国史の生命として展開せることを明白にすべきである。」（右書二〇頁）。

このような見解は、わが古典そのものが真実を伝うるものとして、そこから導き出されている。従って、このような見解は、経験科学的な見地においてのみ、批判されなければならない。

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」（日本国憲法第一条）。そしてこの憲法典は、主権が存する国民によって確定されている。これら二つの憲法においての、天皇は全くその本質を異にする存在である。このような差異を明白に把握するためには、まず第一に、天皇の起源を闡明しなければならぬ。それがために本著においては、天皇の起源に関する、それぞれ独立する六つの論文がのせられている。その第一のものを除き、その他のものは、全部新たに本著のために書かれている。そして附録として「二〇世紀後半における天皇」という一篇をのせ、日本国憲法における天皇と従前の天皇の差異を明らかにすべく意図されている。

本著におけるような、天皇の秘密に関する、「法社会学」的な研究が、わが国において、余り多くは、存在していないと思われる今日、たとえこのような小著であっても、未だ天皇に関して、明らかになされてはいない領域の、一、二でも明らかにすることができ、併せてわが国の民主主義化に対して、多少なりとも寄与することができらば、著者の欣び、これに過ぎるものはない。

この研究をなすにあたって、内外の先進の学者、とくにわが古代史学者の、貴重な研究業績に負う

序

ところが甚だ多く、ここに厚く謝意を表する次第である。

なお終りに、原著の校正に際し、その労を執られた伊藤勲上智大学助教授及び出版を決意された阿部義任成文堂書店主に対して、深く敬意を表することとする。

昭和三五年七月

著者

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

場序と支配の形成

序 説

明治憲法の下では、国体又は天皇は、かの「国家の秘密」(arcana imperii)⁽¹⁾に属するものとして、法学の領域においても、その研究が「実定法」的なものに限って許容され、その他に関しては、国法の禁止するところとなっていた。

国体又は天皇に関する、「国家の秘密」とは、なにを意味したであろうか。この国家の秘密の核心をなすものは、「神と天皇の間の対極的な緊張を止揚せず、天皇と臣民の間に、大きい間隔を存在せしむ」べしとすることに存した。このような秘密の現代科学的な研究は、国体を危殆ならしめる虞^{おそれ}があった。このような研究の禁止から、国民は、かの「八・一五革命」の発生によって始めて解放されるに至っている。

天皇に関する研究⁽²⁾をなすにあたっては、まず第一に歴史の「細目研究」(Detailforschung)から、「抽象」によって、「本質的なもの」が選り出されなければならない。このような操作だけでは、決してそ

SAMPLE
Shosui.com

の本質を明らかになすことができない。このような立場は、従来わが国においては、多くのいわゆる「歴史学者」によって執られていた。

このような方法をとるにあたって、どんな資料が利用され得たであろうか。わが国においては、もとも文字が存在せず、このような時代に関しては、主として考古学的な遺跡と遺物によらなければならぬ。これに遅れて、古事記や日本書紀等の文献^⑤が著作されるに至った。これらの文献の正確性に関しては、すでにしばしば論ぜられており、ここにそれを繰り返す必要もないであろう。とくに古い時代に関する部分においては、後に述べられるように、「意識された」説話が多分に存在している。

歴史（とくに古代史）は、われわれの生活の「日常性」(Alltaglichkeit)を伝えず、かえって常に「異常」なできごとを取りあげがちである。それゆえ人々は、しばしばlegendeが、歴史よりも、真実である^④といっている。社会学者にとっては、この見解は、つぎのような意味で、絶対に確実である。mythos(神話、説話) またlegendesは、それらが、社会において流布した瞬間から、いちじるしい社会的な重要性を有することができる、「社会的出来事」を構成する。

わが国の神話、説話には、固有、自然発生的なものと、外来的なものが存している^⑤。したがって後者については、その「原型」(Urform)が、「なに」であるかが確かめられなければならないとともに、それがわが国において、「いか」に「変形」(deformer)されているか、明らかになされなければならない。たとえば記紀に伝えられている、「天岩屋戸」または「天石窟」の変のごときも、その原型を、かの「地母神」(the Mother-Goddess)の礼拝に還元される、「季節的な礼拝ドラマ」において求めるこ

とができ、それがわが国における、特種のできごとによって、説話として今日まで伝承されている。

人間の記憶は、文字を媒介しない限り、いく世代まで溯ることができるであろうか。Willy Hallpach⁽⁶⁾の研究によると、人間以外の、すべての動物は、「一時の、二世代生活体験」しか有しないとしている。すなわち親獣が子獣の養育をなしている期間の生活体験しか有することができない。一度親子両獣が分離すると、相互の記憶が消失するに至る。これに反して、地球上の、すべての人間は、「一生涯の、数世代生活体験 (ein lebenslängliches Mehrgenerationenlebensabnis) を有することができ、それは常に少くともかつ主として、「三世代」を包括する。それはしばしば「想像的な祖先」にまで溯る。これらは、氏族の祖先、神がみ、英雄 (Heros) またはデモン (Dämonen) が包含される。

記紀における、いわゆる「皇孫」は、三世代生活体験に該当し、神武天皇から開化天皇に至る九代、崇神天皇から応神天皇に至る六代等も、この三世代生活体験によって、基礎づけられているのかもしれない。

現に景行 (第一二代)、成務 (第一三代)、仲哀 (第一四代) の、三天皇の、和風諡号⁷⁾「オホタラシヒコ」、「ワカタラシヒコ」、「タラシナカツヒコ」であって、これは「古い天皇」、「新しい天皇」、「中つぎの天皇」という、かの三世代生活体験によっても、その意義が理解され得るであろう。記紀における三世代、九世代、六世代等も、あるいは現実においては、より少なかったかもしれない。だがいづれを削除すべきかは今日においては、もちろんそれを決定するに由もない。法の発展の重点は、昔から国家活動には存しないので、社会自身に存在し、現在においても、そこに求められている⁸⁾。

支配^⑨はもともと法制度として、恐らく被支配者を所有することであつたであらう。自由でないことは、たしかに人間掠奪で始まり、婚姻もひよつとかすると、婦人掠奪でなされ、親権も正しく常に子供を所有することにおいて、かれらがなお全く小さい間に限り、基礎づけられた。しかし支配は持続的には「所有」として例外的にしか維持されることができない。一般に支配は多かれ、少なかれ被支配者の精神状態、支配制度においての、精神的な自己編入および自己はめこみを前提とする。このような精神状態をもつてしない支配は、常時の監督によってのみ維持されることができ、その結果として、最も多くの場合において、支配者にとって、完全に価値がないであらう。

あらゆる、人間の小さい結合^⑩は、まず第一に全然自発的に、そこで秩序づけ、小さい結合がより大きなものに結合し、または結合させられるときには、合成した結合は、その構成分の関係において、一定の秩序を作らなければならない。しかしまた必然的に、全体において、すでに原細胞において存続していた秩序を引き受けなければならない。そしてその秩序は、一般に原細胞において発展したように、なさしめられなければならない。

このような Ethica の、支配形成に関する見解をとりあげることによって、天皇の支配形成に関する過程を、明らかになすべき方法ともなすことができるであらう。このような方法により、天皇に関する、わが固有の資料からのみ、得られる成果は、右のような見解と対比することによって批判され、さらに一層の正確性を生ぜしめることが期待され得るであらう。

場序と支配の形成

- (1) Pietro de Francisci, *Arcana Imperii* Milano 1947-1948.
- (2) Friedrich Gogarten, *Verhängnis und Hoffnung der Neuzeit* Stuttgart 1958 S. 121.
- (3) 直木孝次郎「日本古代国家の構造」(一九五八)二二七頁
- (4) Henri Lévy-Bruhl, *Aspects sociologiques du Droit* Paris 1955 p. 18.
- (5) 三品彰英「神話と文化境域」(昭和二三京都)
- (6) Willy Hülpmach, *Der Sozialorganismus* Köln und Opladen 1953 S. 30.
- (7) 直木前出三四一頁
- (8) Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts* München und Leipzig 1913 S. 314.
- (9) Ehrlich 前出七四頁
- (10) Ehrlich 前出九四頁
- (11) Peter Badura, *Die Methoden der neueren allgemeinen Staatslehre* Erlangen 1959 S. 154.

一場序

い 場序の意義

Ordnung (わたくしは、これを「場序」と訳したい)は、Carl Schmitt⁽¹⁾によって、「秩序」(Ordnung)とともに、人間の共同生活において、顕著となっている。これは「大地」(die Erde)が、説話的な表現において、法の母であるということに基いている。精神的には、かの「地母神」の「礼拝」(cult-Kult)に関連を有するであろう。⁽²⁾この神はわが国においても、至るところで祀られ、豊受大神宮の別宮にお

けるものの外、最も有名なのは、三輪の神、伊和の神等々である。

場序に関して、便宜上 Peter Schneider⁽³⁾ の解説にしたがって、以下述べられるであろう。「土地の占拠」(Landnahme) と Nomos に関して、

(一) 「動作と形態」が述べられなければならない。土地の占拠によって、人間の群が一定の土地と固著する。人間の群は地球の表面の全体から、それを切り取る。これは一部族、民族または国家等問題をすることができる。土地を占拠する群の社会的構造の大きさおよび種類は、概念的には意義を有しない。調整または従属の原則が支配するか、分化した組織が横たわるかまたは横たわらないかは、どうでもよい。本質的には、土地占拠の主体が「社会」であるか、集合体であり、そして土地占拠の動作が「総括動作」、「共同体的動作」であるかの確定が、唯一のものである。

人間群が土地の一部分に結合することにより、人間を群となす、その実体、その政治的、社会的および宗教的な秩序が、空間的に見えるようになる。実体は出現し、形態を保つ。同時に占拠された土地——地球の一部が、一つの秩序の力の場となる。この土地は空間的に、内部に向っては、一定の土地の区分、外部に向っては、境界において、可視的となる。群は土地の占拠によって、「位置づけ」られる (sich verorten)。その生々した秩序が「場序」となる。場序は形成的なものとして、全く成長および変化に可能となる。目に見えない核心から大きな国家が成立することができる。

土地の占拠の体験、土地占拠者の政治的、社会的および宗教的な秩序を、Carl Schmitt は、Nomos と名づける。「Nomos は、一民族の政治的、社会的および宗教的秩序が可視となる、直接の形態である」。

場序と支配の形成

(二) 土地の占拠と法の基礎づけ^④ 土地の占拠は法の基礎づけ的な、「原初行為」(Urfakt)である。またZonosも法の基礎づけ的な原初行為であるといえることができる。また土地の占拠から、それが法の基礎づけ的な原初行為として、Zonosが展開したともいえることができる。

土地の占拠が存せず、また土地の占拠以前には、法は存在しない。論理的なもの、および歴史的なものは、それゆえ一体として見られる。定住しない、場所づけられない群は、法を有しない。遊牧者は法を有しない。土地の占拠が、法の論理的および歴史的な前提であるならば、その他のものではあり得ない。

土地の占拠は、二重の方向・内外に向って法を基礎づける。内部に向って、すなわち土地の占拠をなす群の内部において、土地の最初の区分をもつて、すべての占有および所有関係の最初の秩序が作られる。この最初の土地区分によって公的のみまたは私的のみの所有権、または集団的または個別的な所有権、または両者がつくられるか、などはすべてあとの問題であり、共同の土地の占拠の行動を前提とし、この行動から、まず誘導される区分にかかっている。外部に向っては、土地を占拠する群が、他の土地を占拠しまたは土地を所有する群または権力に対立する。

土地の占拠以前には、またはそれなくしては、法は存在しない。法は場所づけられた秩序である。場所づけられた秩序としての法が、Zonosである。場所づけられた原初行為としての土地の占拠がZonosといわれる。土地を占拠する群の、土地の占拠によって場所づけられた秩序がまたZonosである。

以上を要約するとつぎの如くなる。⁽⁵⁾

- 一 土地の占拠は、法を基礎づける。
- 二 土地の占拠は、歴史的な意味において法を基礎づける。土地の占拠以前には、法は存在しない。
- 三 土地の占拠は論理的意味において法を基礎づける。法は土地の占拠なくしては、考えられない。
- 四 歴史的なものとは論理的なもの、一般的なものとは特別的なものは、根源においては、一である。
- 五 歴史のおよび論理的なもの、考えられ得るものと現実の統一体としての法は、その本質において、つぎの「反対命題」(Antithesen)を包含する。

イ、国際法と国法、公法と私法、群総体と群の多数の反対命題

ロ、SeinとSollen、事実と規範、規則と決定、秩序と法秩序の反対命題

- 六 法は存在 (Sein) の原初的な正しき (Richtigkeit) および単一体である。法はNomosである。法はそれで形成力と形成の対極性を包括する。法はそれでその根源に関する基礎において、土地の占拠を超越し、また土地の占拠を決定する限度としても現われる。

なお Carl Schmitt⁽⁶⁾ は、支配 (Herrschaft) は、第一に、単に土地に関する支配であり、まずその結果、その土地に居住する人間に関する支配であると解している。

- (三) 土地の占拠の方式⁽⁷⁾ Carl Schmitt は土地の占拠に関して、三つの方式を区分している。
 - 一 第一の区分としては、本来のものと本来でないもの、本質的なものと非本質的なものの土地の占拠とする。本来の土地の占拠は、日常的ではない。それは法史的な時期をつくる。それは各

場序と支配の形成

時期にとつて、本質的な、空間区分的な根本過程である。非本来的な土地の占拠は、それに反して一時的な、自身を破壊する権力行為である。それは *Nomos* でもなく、またそれをつくらない。

二 第二の区分としては、「組成するもの」と「組成されたもの」の対立にかかっている。土地の占拠が、まず秩序を基礎づけ、組成された秩序のなかで実現されたものを基礎づける。これをさらに表現すると、「正当」(*legitim*) である土地の占拠が存し、「合法」(*legal*) であるものが存する。

第二の場合において、この土地占拠が単なる権力行為として、またかの土地の占拠が法行為としていい現わされることをも許容する。規準が存在し、標識が与えられている。確定力を自分自身からではなく、それを担う *Nomos* から獲得する。規準が、*Nomos* の存在力をゆるめる契機においてその解体をなし、新規な *Nomos* をひき出すのでそれがきかない。

三 第三の区分として、土地の占拠が、都市を建設しまたは植民地をつくることあげられる。土地の占拠は社会の初めての場所づけをなすか、またはすでに一定の場所からでてきた場所づけを建設する。

このような Carl Schmitt の土地の占拠に関して批判（たとえば Peter Schneider）がないでもない。わたくしはその批判にはおよぼさず、直にこの見解に基いて研究を進めることとする。なお Carl Schmitt においては、*die Erde, das Land* が混同されているが、ならに場序を理解するがためには、Walter Ehrlich が述べているように、「大地」(*Boden*) と「土地」(*Grund*) の区分をなさなければならぬ。これらに關しては、後に述べられるであろう。

- (1) Carl Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* Köln 1950 S. 13.
- (2) E. O. James, *The Cult of the Mother-Goddess* London 1959.
- (3) Peter Schneider, *Ausnahmezustand und Norm* Stuttgart 1957 S. 31.
- (4) Schneider, S. 33.
- (5) Schneider, S. 37.
- (6) Schmitt, *Der Nomos der Erde* S. 18.
- (7) Schneider, S. 38.

る 場序と関連する、わが固有の表現

古代の天皇の支配に関する、わが古代歴史学者の多くの立場は、文献学的な、極めて詳細な分析によって、推し進められている。このような方法をもってする研究は、もはやその極限に達しているのではなからうか。とくに天皇支配の発生またはその以前に関しては、その感を深からしめるものがある。

わたくしはこの問題を法学の立場から説明すべく、まず第一に天皇をもって経験科学の対象となすべく決意した。だがこの問題の解明には、さらにイデオロギー的な見地(2)も加えられなければならない。なお「意識された神話」——「国体」等の検討に関しては、これが、とくに重視されなければならない。

古代人の思惟は、ここにそれが詳細に述べられるまでもなく、現代人のそれが、複雑、理論的、抽

支配の正当性

まえがき

国家にあつては、「憲法の正当性」^①を論ずることができる。ここでは未だ国家を形成するにいたらない、原初的共同体における、支配を問題とする限りにおいては、「支配の正当性」となさざるを得ない。現代において、「合法性」(Legitität)が重要視され、「正当性」(Legitimität)が軽視されているのは、そもそも「なに」にもとづくものであろうか。「議会的な立法国家」においては、^②すべての国家的な行動の欠陥がない、まとまった合法性の理想と制度をもって、全く特色がある弁護制度を發展させた。「合法性」は、ここでは君主または国民投票的な国民意思の正当性またはあらゆる自分自身もしくはより高度の権威またはお上(Obrigkeit)を余計なものとし、または否定すべき意味および課題を有する。この制度において、「正当」(legitim)または「権威」のような言葉がそうじて用いられないならば、この制度は「合法性」の表現としてのみ、そしてそれからのみ導き出される。同様にかの有名な Max Weber (Wirtschaft und Gesellschaft S. 19) において、「この合法性」は「正当性」として妥当とすること

SAMPLE
Shosha Shinsui.com

ができる、または「今日もつとも流暢な正当形態は合法性確信である」となされ、ここでは、合法性が正当性にたいして対立しているのに、両者——正当性と合法性が、正当性の共通概念に還元されている。⁽³⁾

このように「正当性」と「合法性」の混同によつては、国家的統一およびその統一的功能の連続性および不易性を維持することができない。⁽⁴⁾ このような時代において、「権威」と「権力」を区別し、それが一般国法学に関して重要な意義を有することを明らかにした功績者は、⁽⁵⁾ いうまでもなく、Carl Schmitt⁽⁶⁾である。

かれは、「憲法が憲法制定権（すなわち権力または権威）から生じ、その意思によつて定められるので、一つの憲法は、真に妥当する」と述べている。わたくしはかれの著書の出版の年（一九二八年）以来この *Macht oder Autorität* の *oder* に疑問を生じ、いく年かの思索と研究によつて、はじめて天皇の二元的構造を明確になすために遂に役立たせることができるにいたった。

権力と権威の両者は、あらゆる国家において相並んで、効果があり、生々している。かつてローマ国法において、元老院が「権威」(*auctoritas*)を有し、人民から「権力」(*potestas* および *imperium*)を派出させた。後に元老院が勢力を失墜するにいたつたが、なおも権威を保有し、終に皇帝時代においては、ローマ人の権力が皇帝に移行したが、元老院は、なおも「正当性」のような、なにかを付与することができた、唯一の審級であった。

ローマにおける権威および権力の保持者の二元的存在は、わたくしにとっては、やがて天皇におけ

支配の正当性

地母神の礼拝と天石窟の変

序 説

地母神の礼拝は、人類の発生以来古くから行われており、わが国土においても歴史以前から、この礼拝が、殆んど至るところで受容されていた。^①

天皇の神性の形成の、最も重要な契機の一として、この種の礼拝があげられ、その權威もやがてその神性によって基礎づけられるに至ったとなすべきであろう。

地母神と暴風神、木、火および日の礼拝は、いずれもその根源を、地母神の礼拝に求めることができる。

何故に大地、風、太陽、石または穀霊等が神となり得たかに関して、まず第一に述べられなければならない。

人間の体験の、宗教現象等の観察において、^②まず第一に、目標がつぎのようなものに向けられなければならない。すなわち未知なもの、異様なもの——意外なもの——単に「一つの全く異っているも

の「(ein ganz Anderes)」が、不思議な強力をもって、人間の眼前に現われ、それを直接に把握する体験者が、自らの不十分から浮び出て、その権力作用に侍して、それを敬虔な畏怖をもって抱くほど抵抗しがたく声明する。

このような優越した力の理解方法の、「二重の成層」(Doppelschichtigkeit^③)を認識することによって、つぎのようなものを理解することができる。動力学的(dynamistisch)な理解方法から発し、最初に一つの概念を知ることができる。これがいわゆるmanaである。これは、完全に物理的な力から分離し、あらゆる方法で善と悪に作用する、一つの「力」(Kraft)である。これらを所有し且つコントロールすることは、最大な長所である。manaが付与されているものは、すでに一の石であり得る。たとえば果実においては、manaが付与されているものを、樹木の根に見出している。また一人の人間の、異常な特徴から、そのmana天賦が結論される。

純粹の、manaの超自然的な力の、理解方法がやがて多少「人格心理学的」(personalistisch)な理解方法に変遷する。たとえばmanaを有する霊が、終にmanaと呼ばれるようになって、不思議ではない。「大地」は天と同様に、純粹に動力学的に観察すると、すべての力およびエネルギーの源泉にすぎない。それゆえ人間を大地と合成されている名称で呼ぶ措置が由来する。しかしたちまち大地がさらに人格心理学的に把握されて「地母」(Mutter-Erde)と呼ばれるようになる^④。

日本書紀は「天石窟」、古事記は「天石屋戸」となし、この変に先だって、天照大神とスサノオの命の誓約が行われ、それによって皇室の祖先が生まれた^⑤となさされている。この変に関して、漸次現代

ヤマト国家の成立

一 支配の始源的成立

従来わが国においては、国家の始源的な成立に関する研究が主として古代史の研究者たちに委せられ、法学の範囲において、等閑に附せられていたようである。

国家の始源的成立の研究は、それを「経験科学」の対象となすことよってのみ、遂行せしめ得るであろう。この方法によって、その成立に至る社会状態および経過の正確な明細を知ることができる。わが国においては、このような見地からの研究は、主としてマルキスト国家理論によってなされてきた。だがわたくしは、自由主義の立場から、この問題を解明せんとするものである。

日本国家は、第一次的に、「ヤマト」国家、第二次的、終局的に「日本」国家として成立したものとする見解に立って、以下述べられるであろう。

支配（国家にあっては「君主」）の「始源的」(ursprünglich)の成立は、どんな契機によって行われたであろうか。ここに、J.G. Frazerの見解(1)がまず紹介されなければならない。

まず第一に、Fustel de Coulanges により古代の王制の宗教的基礎が一般に承認せしめられた。ギリシアおよびローマの王権の司祭的な性格がとくに疑問がないものとされている。しかるに、Frazer は、「魔術」(Magie) の時代が宗教の時代に先行するというかれの一般的観念に基づいて、(一)もしも魔術がすべての宗教に先んじて、発生した王権の基礎たり得なかったか、(二)構成されかつ発展した王権の形跡において、なお固有の意味での魔術的要素が発見されないか、(三)終に、古代の王制が保護の手段の代わりに、魅惑および魔術的な禁止を用いなかったかを探索した。

Frazer (Les Origines magiques de la Royauté, p. 32-33) は、第一の点に関して、次のような結論に達した。²⁾ すなわち人びとが国王たちを神性の司祭または神々の化身と考えなかった以前において、魔術者たちが知らず知らずに国王たちに変形したことを、かれは確かめた。全氏族の繁栄が依存する公けの魔術者たち(雨司、収穫物の喚起者、治癒者等々)がこのような事実から、非常に重要な威信と政治的権威を獲得する。同時に、この職務が人びとをして非常にかしこくかつ野心的な人物たらしめる(八四頁以下)。公けの魔術者たちは非常に原始的な職業階級——社会的労働の最初の実現をなした。魔術と結合した、このような分業は、魔術家たちの影響および威信の媒介で、「ジェロントクラシー」(génomocraque) (氏族の長老たちの会議) 的民主制から、非常に堪能でありかつ冒険を企てる人物の手中に、政治的権力を集中する君主制へと導いた(八六—九一頁、一六三—一六六頁)。国王となった魔術家たちは、段々と発展して、国王—司祭、国王—活神となり、第二位における魔術の押し返しのこの瞬間において、正しく職業的な魔術家の階級が学者たちを供給し始めた(一六五頁以下)。王権を

日神の礼拝と天照大神の成立

一 日神の礼拝

い 日本への伝播

天照大神は、日神と大靈貴が統合されて形成されている神である。日神の礼拝が、わが固有の祭儀であったか、なかったかが、まず第一に、検討されなければならない。

太陽は世界中ほとんど到るところで礼拝されていた。ここにそれを実証すべく J.G. Frazer 等^①を引用するまでもないであろう。太陽の礼拝は結局地母神の礼拝に還元され、わたくしは、わが国における太陽礼拝が、近東とくに、古代エジプトにおける、それになんらかの関係があるように思われるから、ここでは、そこでの礼拝を必要限度において述べることにする。

エジプトでは、地母神よりも、Pharaoh（古代エジプト王の称号）の方が、優勢であった。それはかれが日神の化身および Osiris^②の生きた子であったことよってしている。これは紀元前二五八〇年、かの第五王朝からであり、当時「太陽神学」(the solar theology) が Heliopolis の神官たちによって打ち立て

られた。国王はかれの神聖な素性と職務によって、かれ自身の権利で、生命付与的な機能を行使した大昔から伝えられてきた、すべての、集中された伝統と説話において、国王の神格は、ナイル河流域において、すべて神聖であるものの、要略であったほど、確実に設定されるにいたった⁽³⁾。

エジプト等における、太陽神の礼拝が、いかに行われたか等に関しては、これを他に譲ることとし、わが国における日神礼拝⁽⁴⁾とつながりともなるであろう、国王の「象徴」について述べられるであろう。

偉大な母 (Magna Mater)⁽⁴⁾ は、女形であって、一羽の兀鷹の頭飾り、Hathorの角、その名(すなわち王座または王位)の象形文字 (hieroglyph) で囲まれた、二つの翼をもってする「太陽平円盤」 (solar disk) (これがわが太陽礼拝とのつながりのきめ手ともなるのかもしれない)⁽⁵⁾ をもってし、ある場合には、上下エジプトの二重の王冠をつけており、それは「真実」 (maat) の羽でかざられ、両手に一つの papyrus の笏と生命のしるし (cnx ansah) をもち、その神聖な起源を示すべく、その額に蛇の象徴 (uraeus) をつけている。かの女は問題なく、エジプトにおける最大であり、最も慈悲的な女神であり、母の原則、その属性、機能および義務において最も肝要であるものを人格化している。しばしばかの女は、その膝の上にその息子 Horus をもって代表されている (わが神功皇后と応神天皇等の関係を想起させるものがある)。

翼を有する太陽円盤 (the winged disk) は、エジプトからアッシリア、カップパアドキアおよびペルシアに流布した。この流布が行われた国々においては、そのもとも「と」の意義が必ずしも理解されず、種々の異った形で再生された⁽⁶⁾。

日本国家の成立

一 デスポット制の樹立の前提 い 領地領民の拡大の方式

国家は人間的な社会生活の、一つの最高形態であり、一定の地域の人間が公共の福祉の実現のために、一つの最高権力と權威に服従することによって、結合するものと解すべきであろう。

わが国土において、「ヤマト」国家が、まず第一に、「国家」として成立したというものの、未だデスポット制を樹立するには至らなかった。すなわち天皇は未だ人間として存在し、人間でもあり、神でもあるには至らず、ヤマトにおける一定の狭小な地域（大地）において未だ、天皇と臣民の間にか大きな間隔を作り得なかった。

たとえば雄略天皇は、宋書倭国伝における倭王「武」とされ、「自昔祖禰、躬環甲冑、跋涉山川、不遑寧处、東征毛人、五十五国、西服衆夷、六十六国、渡平海北、九十五国」とあるが如き、勇猛な征服者であったが、記では、ある時天皇が遊行されたときに、美和河の河辺で一童女が衣を洗っている

のを見「其容姿甚麗」であったために、その童女に対して、「汝不_レ稼夫。今將_レ喚而、還_二坐於_一宮。——御_二待天皇之命。既經_三八十歳」という枝話が存している。これによると未だ君臣の間に、犯しがたい間隔が存していなかったようである。

天皇支配の樹立に当たっては、原則として「征服」によってなされ、首長たちのおおくが殺されている。このような殺傷は皇親の間においてもしばしば行なわれ、ここに一々記紀を引用するまでもないであろう。壬申の乱は天皇とその甥の間に戦われ、後者は遂に殺され、紀によると、「因て大友皇子の頭を捧げて營前に献_つ」とあって、肉親の首実検査えも行なわれ、現代人から見ても、理解することができない、その「残酷さ」が露呈させられている。

またかの、いわゆる豪族のヘゲモニーの争奪に際しても、崇峻天皇紀によると、物部守屋大連は、蘇我馬子の指導の下に、聖徳太子を加えての軍と戦い、守屋は遂に殺され、蘇我氏の滅亡に際しても紀によると首長たちが殺されている。

風土記によると、いわゆる「占国」^②が存している。これはかの大地の占拠に該当する。そして「神または天皇・皇后・皇子のごとき尊貴なる者が巡幸来臨して、その土地について述べた言葉またはそこで為した行為によって名づけた地名」^③が多い。神々又は天皇は、好んで山・丘に巡行し「国見」をしている。この国見に際して神々と天皇は混同してはならないとし、たとえ天皇に関して「国見」という表現が用いられていないとしても、国見の行為の実質においては、神々と天皇の間には差違がない^④。これはしばしば述べられているように、古代においては、人間は神々とともに生活していたため^⑤

二〇世紀後半における天皇

一 二〇世紀後半における君主制

い 君主制の凋落

二〇世紀の後半における今日、「君主制の薄暮」^①または「王冠なき君主制」^②などが語られている。これはそもそも「なに」を意味するであろうか。

近世西欧においては、社会内における「自由」と「平等」が、人間性の社会的な道徳哲学における、二つの最も高貴な要求である。自由と平等の徴証——新規な人間性の理念の徴証において、主権者としての王侯も、そのこれまでの地位を喪失した。支配者も人間として現われ、人間以外の、なに者でもなくなった。支配者は人間に依存し、人間からのみ義務づけられた。^③

このような新規な思惟が貫徹された瞬間において、すでに、「君主制」は失われた。君主制がなおよ百年ばかり欧州で生存し続けたのは、その伝統の重力または合目的^④性の考慮に存した。なおそれらを超越して長期に渉って君主の地位にあった、女王ヴィクトリア、ドイツ皇帝ウイルヘルム一世または

エステルライヒの皇帝フランツ・ヨーゼフのような「個人的な人格」が君主制を存続させた。

君主制の没落後において、国民は全体で「国家の君主」となった。ルソーのいう総意が君主の意見の代わりとなった。この総意の理論において、国民と国家が人格化された。自分の意見において自由に決定することができようと欲することが、人間の本質メルクマールである。

このような国民主権の下において、一七九一年のフランス憲法が制定された。この憲法は同時に「君主的」であり、「代表的」であった。そしてそれは二つの原則——国民主権と権力分立の上に存立した。⁽⁴⁾

主権の原則にしたがって、すべての権力が憲法典によって作られた。立法、司法、執行の三権は、いずれもその根源を国民に求めた。立法機関の構成員と裁判官は選挙された。執行権に関しては、あまり明白ではないが、執行権が国王に帰せられ、現在の王朝であり、世襲的な君主制が保持された。

憲法典によると、執行権は国王には属しないで、単に国民によって国王に対して委任 (délégue) された。

国王はその一身は不可侵かつ神聖であり、今後フランス国王ではなく、フランス人の国王となった。国王は法律によるのほか命令することができず、一七九一年九月一二日の命令によって、国王は「第一位の公務員」となった。憲法典は国王に対して、国民の代表者という資格を付与した。フランス憲法典が代表的であるということにしたがって、憲法典は「代表者は立法部と国王である」と規定し、それは立法部の優位に建設され、国王は外交関係においてしか代表権を有しなかった。